協会賞審査委員会委員選任に関する申し合わせ

2012年度第2回東西合同役員会承認 (2013年3月8日開催)

協会賞審査委員会委員の選任についての必要事項を以下のとおり定める。

- 1.委員の任期は3期6年を上限とする。ただし、特別な事情のある場合はその 限りではなく、4期以上の任期を可とする。ここでいう特別な事情とは、委員の 大幅な交替によって委員会運営・審査への影響が想定される場合である。
- 2. 委員の選出にあたっては、地域のバランスを考慮する。東地区は西地区とは 異なり地域ごとの協議会が設けられていない。東・西地区の事情に配慮しながら、 選出を進める必要がある。
- 3.委員の選出時期については、所属する大学での出張旅費等が発生するため、 予算申請より前の10月末までとし、3月に開催される第2回東西合同役員会に 報告する。

なお、現委員に対する次期への継続確認は、東地区および西地区部会長校が協会賞審査委員長に事前連絡のうえ、7月末までにおこなうものとする。

4.委員の人選については、前委員が適任者を探して次期委員として推薦する方式を原則とする。ただし、前委員が適任者を探すことができない場合は、所属地区協議会理事校(西地区)、東地区および西地区部会長校、会長校、協会賞審査委員長が協力して適任者を人選する。

なお、委員の任期途中で人事異動や退職による交替があった場合も同様の方式で人選するものとする。

【参考】

過去の協会賞審査委員会に委員の選出に関して以下の内容が記録されている。

委員の選出方法として、適任者に個々に依頼する場合と役員校に依頼する場合があり、協会の他の委員会では後者の選出方法が多いが、協会賞の審査においては一定の図書館経験を積んでいないと審査が難しい。

協会の他の委員会では、地区での輪番制やローテーションにより選出しているが、審査をおこなう協会賞審査委員会には適合しづらいものであることを確認 した。

委員が新人ばかりでは、審査が難しくなる。

委員の構成は、世代や東西地区のバランスが取れた方がよい。

委員の選出枠として、役員校としての任期を終えた大学、過去に協会賞の表彰 を受けた方を設けてはどうか。

個人的に選出依頼ができないので、役員校がおこなった方がよい。

附則 2012年度第2回東西合同役員会承認(2013年3月8日)

以上